各種税制優遇の例

◆沖縄税制の効果

沖縄振興特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づき、税制措置が講じられてい ます。

各特区・地域等については、

- ・情報地域・特区について
 - ⇒427社の企業立地、約2万8千人の雇用創出(H29年1月時点)
- ・物流特区について
 - ⇒716社の企業立地(H29年3月時点)

(うち旧那覇地区及び旧うるま地区)

- →75 社の企業立地 (H29 年 3 月時点)、約 1,250 人の雇用創出 (H29 年 1 月時点)
- ・投資減税や航空機燃料税の軽減措置等がある観光について
- ⇒6年間で観光客数が553万人から877万人(H23年度→H28年度)へ大幅増加

など、一定の企業集積や観光客の拡大が図られ、沖縄の経済振興に寄与しています。

さらに、ガソリン税の軽減や電力の安定供給のための石油石炭税の免除等を通じ、沖縄の県民生活の 安定にも寄与しています。

◆法人税・所得税

特区・地域制度の税制優遇は日本一

▶所得控除(法人税のみ)…40% 全国では他に国家戦略特区(20%)の例のみ

特区・地域(国際物流拠点産業集積地域)内で認定を受けた企業は、 法人の設立から 10 年間の所得控除を活用できます。

OR

▶投資税額控除(法人税のみ)…機械等⇒15%、建物等⇒8%

繰越控除は4年間 国内制度で最長(例えば、平成29年度に特区・ 地域内で投資をすると平成33年度まで繰越ができます。)

OR

▶特別償却(法人税・所得税)…経済金融活性化特別地区、国際物流拠点産業集積地域:

機械装置等⇒50%、建物等⇒25%

産業高度化・事業革新促進地域:

機械装置等⇒34%、建物等⇒20%

沖縄の離島における旅館業用建物等:建物等⇒8%

